令和５年３月２７日

**(派遣元）**

近畿スタッフ株式会社　御中

**(派遣先）**

株式会社　厚労商事

　　　　 総務部長 　厚労　花子

**労働者派遣法第４０条の９第２項に基づく通知書**

　令和５年３月２４日付けの「派遣先通知」により貴社から通知された派遣労働者　労働　花子　は当社を離職した者であり、派遣受入開始日において、当該離職の日から起算して1年を経過していないことを通知します。

※当該派遣労働者が60歳以上の定年退職者である場合には、通知の必要はありません。

Ver2801

Ver2801

Ver2801